

～外貨関連～

国家発展改革委員会、 企業の中長期外債審査登記制を実施、 『審査登記手続指南』及び『Q&A』を公布

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

国家発展改革委員会は、2023年2月9日付で『企業の中長期外債審査登記管理弁法』（発改委令[2023]56号、以下『弁法』、2月10日施行）の実務手引として『企業中長期外債借用の審査登記手続指南』（以下『指南』）、及び実務面の問題に対応する方法をQ&A形式（以下『Q&A』）にて公布しました。

『指南』に基づき審査登記の受理・実施・決定機関は国家発展改革委員会（以下「委員会」）とし、外債総規模が限度額を超える場合、同委員会は社会に公告すると同時に審査登記申請を受理しないとしました。

□ 一部申請書類の紙版も要送付

申請書類の提出につき、申請者は委員会公式ウェブサイトの「政務服務」コラムにログインし電子版を提出するとともに、同委員会へ下記書類を送付することが必要となります。

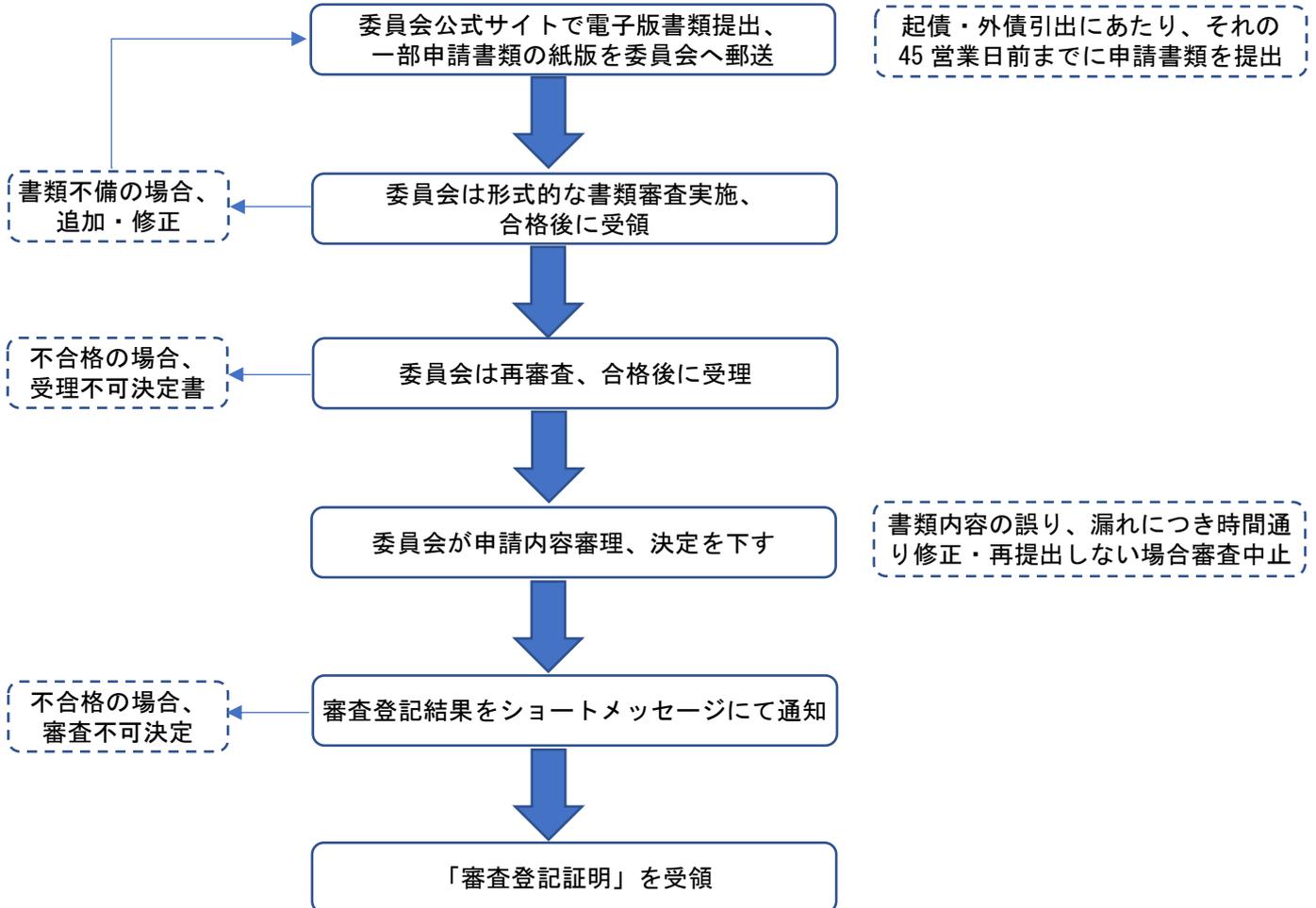
- 新規申請の場合、外債審査登記申請報告書。変更申請の場合、外債審査登記変更申請報告書
- 企業外債借用の真実性に関する承諾書と署名者の身分証明書写し
- 国際商業貸付の場合、契約済の貸付協議書または同等の効力を有する書類。海外で起債の場合、引受機関発行のデューディリジェンス報告書と真実性に関する承諾書
- 変更申請につき、国際商業貸付へ変更する場合、契約済の貸付協議書または同等の効力を有する書類。海外での起債へ変更する場合、引受機関発行のデューディリジェンス報告書と真実性に関する承諾書
- 専門機関発行の法的意見及び真実性に関する承諾書

□ 国内企業のオフショア債を“実質重視”の原則で判断

『弁法』では「国内企業が間接的に国外で外債を借用することにつき当該『弁法』を適用する」と明記し、登記対象有無の判断基準を「主に国内で経営活動を行っているか」としました。『Q&A』では、形式より実質を重視し、財務指標、経営状況などに基づき「主に国内で経営活動を行っているか」を確定すると強調しました。また例として国内企業の営業収入、純利益、総資産あるいは純資産のいずれかが債券発行者/借入人の同時期の監査済連結財務諸表の関連データに占める割合は50%を超え、かつ主な経営活動が国内で展開、あるいは主な営業場所所在地が国内にあること、または経営管理を担当する高級管理職の多くが中国公民または常居所が国内にあることなどを挙げています。

申請プロセス

申請プロセスは下図の通り。



出所：『指南』に基づき、中国アドバイザー一部作成

申請書類

申請手続きに必要な書類は下表の通りです。一部の書類は電子版のほかに、紙版の送付も必要となるのでご注意ください。『指南』は、起債・外債引出にあたり、その45営業日前までに申請書類を提出するよう求めています。

項目	申請書類
新規申請	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>外債審査登記申請報告書（原本を1式1部送付）</u> 2. 添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>企業外債借用の真実性に関する承諾書、署名者の身分証明書写し（原本、紙版を1式1部送付）</u> ✓ 申請主体、外債借用主体、担保主体（ある場合）の登録登記証明書 ✓ 最終実質支配者まで遡る外債借用主体の持分構造図 ✓ 会社定款に基づく今回の外債借用、担保（ある場合）などに関する内外部決議文書 ✓ 関連主体の会社定款 <p>✓ 申請主体、外債借用主体、担保主体（ある場合）の直近3年間及び直近1期の財務報告</p> <p>✓ 資金調達プロジェクトに関する審査・許認可、承認または届出書類、投資契約書または意向書、プロジェクトのその他の根拠書類（該当する場合）</p> <p>✓ 過去の中長期外債に関する承認書類及び相応限度額の使用状況、情報報告状況等（ある場合）</p> <p>✓ <u>国際商業貸付の場合、契約済の貸付協議書または同等の効力を有する書類。海外で起債の場合、引受機関発行のデューディリジェンス報告書と真実性に関する承諾書（原本を1式1部送付）</u></p> <p>✓ <u>専門機関発行の法的意見及び真実性に関する承諾書（原本を1式1部送付）</u></p> <p>✓ 信用格付報告書（ある場合）</p>
変更申請	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>外債審査登記変更申請報告書（原本を1式1部送付）</u> 2. 添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>企業外債借用の真実性に関する承諾書、署名者の身分証明書写し（原本、紙版を1式1部送付）</u> ✓ 変更申請予定の外債に関する元の承認書類 ✓ 企業登録証明書（外債借用主体変更の場合） <p>✓ 資金調達プロジェクトの審査・許認可、承認または届出書類、投資契約書または意向書、プロジェクトのその他の根拠書類（用途をプロジェクト建設用へ変更する場合）</p> <p>✓ 今回外債借用方案の変更に関する内外部決議文書（該当する場合）</p> <p>✓ <u>国際商業貸付へ変更する場合、契約済の貸付協議書または同等の効力を有する書類。海外での起債へ変更する場合、引受機関発行のデューディリジェンス報告書と真実性に関する承諾書（原本を1式1部送付）</u></p> <p>✓ <u>専門機関発行の法的意見及び真実性に関する承諾書（原本を1式1部送付）</u></p>

（『指南』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

『Q&A』 抜粋

『Q&A』では実務面の問題に対応する方法を案内しました。主な内容は以下の通りです。

項目	主な内容
新規申請に該当するケース	✓ 国内企業及び支配する国外企業又は分支機構が、約定に基づき国外から元利返済期間 1 年超の自国通貨建て又は外貨建て債務ツールを借り入れる場合
	✓ 国内企業及び支配する国外企業又は分支機構が、国外企業（国外株主、国外子会社を含む）から 1 年超の外債を借り入れる場合
	✓ 国内企業及び支配する国外企業または分支機構が、国外銀行から借用するリボルビングローンにつき、与信期間が 1 年超で取引 1 件当たりの貸付期間が 1 年以下の場合
	✓ 外債審査登記手続き済みの外債につき増額を行う場合、新たに外債審査登記手続きを申請
	✓ レッドチップ企業が 1 年超の外債を借りる場合
	✓ 国内企業が VIE を通じて支配する国外企業が、1 年超の外債を借り入れる場合
	✓ 自由貿易区 FTN 口座を通じ 1 年超の外債を借りた場合
	✓ 国内銀行のオフショア金融センターから 1 年超の商業貸付を借り入れる場合
	✓ 自由貿易区支店に申請した 1 年超のオフショア商業ローン（自国通貨・外貨）の場合
	✓ 1 年超の国外ファイナンスリース
	✓ 国外の親会社が国外で私募債を発行するにあたり、国内の子会社と孫会社が 1 年超のクロスボーダー担保を提供する場合
	✓ 国内保証・国外借入業務にあたり、国内企業が国内銀行に融資性保証書の開設を申請し、国外の 100% 出資子会社の国外銀行から借り入れた中長期運転資金に担保を提供する場合
✓ 「企業外債借用審査登記証明」（以下「審査登記証明」）の有効期限が過ぎた後の残高額の利用は禁じられているもの。新たに外債ニーズが発生した場合は新規申請を行うこと	
変更申請に該当するケース	✓ 「審査登記証明」取得後、審査登記証明文書における金額に「相当金額」の文言の記載なしに外債の通貨を調整する場合、外債資金の募集方法及び使途変更の場合
レッドチップ企業判断基準	✓ 企業は主要資産、主要業務等の関連状況に基づき会社法務と弁護士事務所発行の法律意見書に合わせレッドチップ企業に該当するか否か自ら判断する。 ※確定できない場合、委員会にお問い合わせください
申請主体	✓ 外債審査登記の申請主体は国内企業
	✓ 委員会への申請報告と関連添付書類の提出主体は国内における持株会社本部（本社、本店等）
	✓ レッドチップ企業の外債審査登記の申請主体は主要業務に従事する子会社
	✓ 国有企業 2 社が共同出資で国外において設立した企業が国外で 1 年超の借金をする場合、審査登記の申請主体はいずれかの国内株主。申請の際、全ての貸付金額を申請
書類提出	✓ 企業が委員会公式サイト「政務サービス」コラムにおいてオンラインで申請し、必要な紙版の申請資料を委員会政務サービスホール 2 号窓口に郵送
	✓ 補充・修正資料は暫定的にオンラインでの提出はできないので、社印を押した紙版資料（1 式 1 部）を委員会政務サービスホール 2 号窓口に郵送
情報報告	✓ 外債借用情報をオンラインで報告（「政務サービス」- 「我的大厅」- 「已办结件」- 「报送发行信息」）。紙版で報告する必要がある場合、申請主体の社印を押した外債借用情報提出表（1 式 1 部）を委員会外資司海外貸付処へ中国郵政にて郵送

（『Q&A』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

項目	主な内容
「企業外債借用審査登記証明」	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「審査登記証明」の有効期限は1年間であり、企業は有効期限内に初回の引出を完了すること ✓ リボルビングローンにつき、1回目の引出は「審査登記証明」の有効期限内に完了しなければならず、毎回引出後に規定に基づき委員会へ情報を報告 ✓ 『弁法』施行後、企業が取得した「外債借用届出登記証明」は依然として有効
違法行為	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外債審査登記手続きなしの起債/引出行為は規定違反の行為であり、事後登記手続きは不可 ✓ 企業が新たに外債を申請する際、直近3年間の外債(債券や商業ローン等を含む)借用状況及び委員会での審査登記と情報報告等のコンプライアンス遵守状況を詳しく説明する必要がある。未届出/未審査等のコンプライアンス不遵守状況があれば、真剣に自己調査・是正しなければならない。同委員会は規定違反の性質と深刻度によって相応の処理を行う
申請書・関連書類	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2件の外債を借用する場合、1つの申請報告書で申請することが可能 ✓ 真実性に関する承諾書は、企業に対する実質的な支配権または外債に対する実質的な決定権を有する主体が発行 ✓ 内外部決議文書または同等効力を有する文書には、申請予定の外債に関する重要な要素を記載すべき、担保に係るものがあれば関連内容も明確に記載 ✓ 直近3年間の財務報告は監査済のもの。直近1期の財務諸表について未監査の場合、責任者の署名及び社印が必要 ✓ 連結財務報告書を提出のこと。申請主体、外債借入主体、担保主体の財務データを示す必要がある ✓ 「企業外債借用審査登記表」(「企業外債借用情報報告表」)における担保主体/申請・報告者の1年超の既存国外債務明細と1年超の国外債務全体状況につき、グループの連結ベースデータを記入 ✓ 中長期国際商業貸付について、国外銀行2行が共同で契約し別々に貸付を行う場合、そのうちの1件を審査登記申請 ✓ 担保企業がある場合、担保協議書を提出
その他	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業が国外で外債を借用し投資活動を行う場合、『弁法』に基づく外債審査登記手続を行うほか、『企業国外投資管理弁法』(国家発展改革委員会令第11号)における国外での投資行為に該当する場合、国外投資項目の承認または届出手続きを行うもの ✓ 企業の信用状況は外債審査登記申請結果に影響を与えるため、企業は事前に「信用中国」サイト(www.creditchina.gov.cn)にアクセスし、企業信用情報を検索すること

(『Q&A』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

留意点・所見

『指南』では適用範囲、申請条件、受理条件、申請書類明細、申請プロセス、審査所要時間、進捗状況の確認方法、結果の通知、問い合わせ方式、郵送先などのほかに、申請書と外債借用の真実性に関する承諾書の見本も記載されているので、詳細につきましては『指南』をご参考ください。

また『Q&A』には計65問が掲載されていますが、実務上若干明確にされていない点があります。国外保証・国内借入業務において保証履行する場合、また多国籍企業のクロスボーダー資金集中運營業務において外債限度額集中管理を行う場合は、外債管理局で外債届出・登記手続を行います。借入期間1年超の場合、国家発展改革委員会で審査登記手続が必要なのか、手続はいつのタイミングなのかなど不明な点が残っています。このため該当する企業の皆さまにおかれましては、実際の業務にあたっては関連の主管部門等に問い合わせる必要があります。

*

具体的な実務手続等については、関連主管部門または所在地の法律事務所等にお問い合わせください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部】

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 経瀬

Tel：021-3855-8888 (Ext：1183)

E-mail：hao.jing@mizuho-cb.com



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。